

北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

大町市（以下「甲」という。）と池田町（以下「乙」という。）が締結した平成28年3月29日付け北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

(1) 若い世代の結婚・子育ての希望をかなえる取組

分野	内容	甲の役割	乙の役割
若者交流・結婚支援	若い世代が交流し、希望をかなえるため、交流及び出会いの機会を創出し、支援する取組を行う。	ア 若者が交流するためのイベント等の企画及び開催 イ 乙の事業への協力及び甲の事業の乙への情報提供	ア 甲が開催するイベント等の合同開催 イ 甲の事業への協力及び乙の事業の甲への情報提供

(2) 圏域への移住・交流の流れをつくる取組

分野	内容	甲の役割	乙の役割
移住交流	圏域内への移住交流を促進するため、都市部での各種PRの実施並びにUIJターン希望者に対する相談及び情報提供等を行う。	ア 乙と連携した個別相談及び情報提供の実施並びに民間等と連携した相談体制づくり イ 都市部及び圏域で行われる移住相談会等の企画立案及び実施	ア 甲と連携した個別相談及び情報提供の実施並びに民間等と連携した相談体制づくり イ 甲が開催する移住相談会等への参加及び協力
広域観光	圏域内への観光交流を促進するため、広域観光等の取組により誘客を図る。	乙及び関係機関と連携した事業の企画及び運営の実施	甲及び関係機関と連携した事業への参画及び協力の実施
就労支援	圏域内への人口定着を図るため、新規学卒者等を対象に企業説明会を開催する。	公共職業安定所、職業安定協会及び乙と連携した企業説明会の開催	甲と連携した企業説明会への参画及び協力

(3) 安心して確かな暮らしを守るための取組

分野	内容	甲の役割	乙の役割
福祉	高齢者・障がい者等住民の権利を守り支援するため、相談及び情報提供等を行う。	ア 乙と連携した成年後見支援センターの運営 イ 乙と連携した消費生活センターの運営 ウ 乙と連携した障害者相談支援事業の実施 エ 乙と連携した認知症初期集中支援チームの運営 オ 乙と連携した介護保険地域支援事業の検討	ア 甲と連携した成年後見支援センターの共同運営 イ 甲が設置する消費生活センターとの連携及び調整 ウ 甲と連携した障害者相談支援事業の実施 エ 甲と連携した認知症初期集中支援チームの共同運営 オ 甲と連携した介護保険地域支援事業の検討
医療・保健	圏域の健康長寿社会を実現するため、住民の健康づくりを促進する。	ア 乙と連携した健康づくり講演会の開催 イ 乙と連携した眼科屈折検査の実施	ア 甲と連携した健康づくり講演会への参画及び協力 イ 甲と連携した眼科屈折検査の実施
圏域マネジメント能力の強化	市町村の実情や業務ノウハウ等の情報交換及び人的交流を行う。	ア 乙の意向を踏まえた、合同職員研修会の企画立案及び実施 イ 甲の職員研修の情報提供及び乙の職員研修への協力並びに職員の参加 ウ 乙と連携した職員相互派遣の調整及び実施	ア 甲が開催する合同職員研修会の企画立案及び運営に対する協力並びに職員の参加 イ 甲の職員研修への協力及び職員の参加並びに乙の職員研修の情報提供 ウ 甲と連携した職員相互派遣の実施
公共施設の利用促進	図書館の有効活用を図るため、図書館の相互利用を実施する。	乙又は関係町村の住民及び乙又は関係町村内に通勤し、又は通学する者に、甲が設置する図書館の所蔵資料を甲の住民と同一条件で提供	甲又は関係町村の住民及び甲又は関係町村内に通勤し、又は通学する者に、乙が設置する図書館の所蔵資料を乙の住民と同一条件で提供

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年 3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地

大町市長

牛越



乙 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6

池田町長

甕聖章

